

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料条例（平成十二年東京都条例第八十号）新旧対照表（抄）

改正案

現行

第一条から第四条まで（現行のとおり）  
別表（第二条関係）

第一条から第四条まで（略）  
別表（第二条関係）

事務	一から十九まで （現行のとおり） 二十（現行のと おり）	名称	（現行のとお り）	額	（現行のとおり） 二万一千四百円（情報 通信技術を活用した行 政の推進等に関する法 律（平成十四年法律第 百五十一号）第六条第 一項の規定により同項 に規定する電子情報処 理組織を使用して受験 願書を提出する場合に あつては、二万九百円）	徴収時期	（現行のとお り）
----	---------------------------------------	----	--------------	---	---	------	--------------

事務	一から十九まで （略） 二十（略）	名称	（略）	額	（略） 二万七百元（行政手続 等における情報通信 の技術の利用に關す る法律（平成十四年法 律第百五十一号）第三 条第一項の規定によ り同項に規定する電 子情報処理組織を使 用して受験願書を提 出する場合にあつて は、二万二百円）	徴収時期	（略）
----	-------------------------	----	-----	---	--	------	-----